

## 7. 任意継続被保険者について①

### ● 任意継続被保険者制度とは

健康保険は事業所を単位とした強制加入を原則としていますが、被保険者が事業所を退職して資格を喪失した際に、一定の要件のもとに被保険者の希望により、被保険者の資格を最長2年間継続することができます。

### ● 加入要件について

任意継続被保険者に加入できる方は次の要件をいずれも満たす場合となります。

①資格喪失日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間がある。

②資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に任意継続被保険者資格取得申請書と念書を提出する。

### ● 保険料について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、前年9月末における全被保険者の平均標準月額（令和7年度は380,000円）と申請者の退職時の標準報酬月額のいずれか低いほうとなります。

納付方法は、各月払い（毎月10日まで）と前納払い（半年・1年）とあり「納付書」により納付していただきます。

※自動振替による納付は不可となりますので、ご注意ください。

## 任意継続被保険者について②

- 資格喪失について

加入期間は最長 2 年間ですが、任意継続被保険者の資格は次の要件に該当すると喪失します。

- ①死亡したとき（喪失日：死亡した日の翌日）
- ②保険料を納付期日までに納付しないとき（喪失日：納付期日の翌日）
- ③被用者保険（健保組合・協会けんぽ・共済組合・船員保険）の被保険者となったとき（喪失日：被保険者となった日）
- ④後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上または65歳以上75歳未満で障害該当となった方）となったとき（喪失日：被保険者となった日）
- ⑤任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき（喪失日：申し出のあった月の翌月の1日）